

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会

第 80 回家きん疾病小委員会 概要

1. 開催日時：令和 4 年 11 月 4 日（金）14 時 00 分～16 時 00 分

2. 開催場所：オンライン開催

3. 出席委員（50 音順、敬称略）

臨時委員：山口 剛士（小委員長）

専門委員：内田 裕子、大谷 芳子、白田 一敏

4. 議題：

（1）茨城県及び岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例について

（2）今後の防疫方針について

（3）その他

5. 概要：

（1）発生農場及び周辺における防疫対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、引き続き、当該農場の飼養鶏の殺処分及び埋却、制限区域の設定、当該農場周辺の消毒強化及び消毒ポイントの設置等の必要な防疫措置を実施・継続すること。

移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場に対して、毎日の死亡家きん羽数、特定症状の有無等についての報告を求め、必要に応じて立入検査等を行うこと。

（2）今後の防疫対応の徹底について

国内及び近隣諸国での発生状況の情報共有を図るとともに、「令和 4 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 4 年 9 月 22 日付け 4 消安第 3113 号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき、都道府県は家きん飼養者に対して、

① 早期発見・早期通報の再徹底

② ウイルスの人・車両又は野鳥等を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策の徹底

③ 農場周辺の消石灰散布などの消毒の徹底

について、指導又は助言を実施するとともに、都道府県内の的確な初動対応の確保及び連携体制の確認をすること。

また、本年 9 月以降、野鳥等から高病原性鳥インフルエンザウイルスが度々確認されており、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっていると考えられることから、野鳥等を介したウイルスの侵入に引き続き警戒が必要であるため、

① 特に農場周辺にため池等の水場がある場合は、防鳥ネット、家きん舎の穴等の再点検を徹底すること。

さらに、これまで以上に

- ② 農場内における手指や長靴の消毒
- ③ 農場周辺の消毒等の防疫措置を徹底するとともに、
- ④ 適切に消毒効果を得られるよう毎日あるいは汚れた都度消毒薬の交換、消毒前の長靴の洗淨等を実施すること。